

令和7年3月18日  
村山総合支庁建設部  
建設総務課

報道機関各位

## 建設業法に基づく監督処分の実施について

下記の業者に対して、建設業法第28条第3項の規定に基づく監督処分（営業停止処分）を行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 処分業者名

高橋土建株式会社（山形市大字中野308番地）  
代表取締役 高橋 加代子  
許可番号 山形県知事許可（般・特－4）第100714号

#### 2 処分内容

土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るものについて、令和7年3月25日から令和8年3月24日までの1年間の営業の停止

#### 3 処分根拠

建設業法第28条第1項（同項第3号に該当）

#### 4 処分の原因となった事実

高橋土建株式会社の前代表取締役は、山形県住宅供給公社発注の山形北インター産業団地造成工事に伴う建設残土運搬工事に関し、公契約関係競売入札妨害の罪により起訴され、懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

問い合わせ先

担当 村山総合支庁建設部建設総務課  
課長 清和 正典 電話 023-621-8181  
報道監 総務企画部長 工藤 明子